

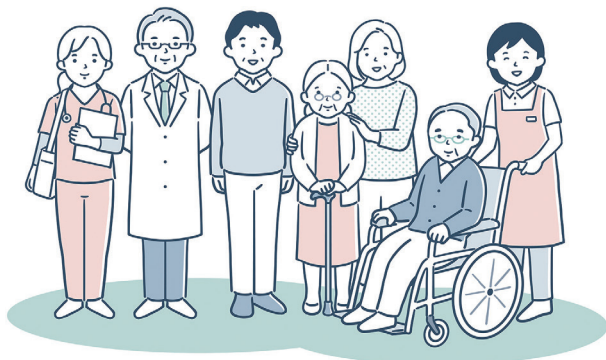


重度障がいがあるかたの手当

町では、重度の障がいがあるかたで、日常生活に常に介護が必要なかたは、特別障害者手当などを受給できます。

詳しくは問い合わせください。

※手当額は改定されることがあります。



問い合わせ先

役場福祉事務所障害福祉係
☎(86) 1146「直通」

【特別障害者手当】

この手当は在宅重度障がい者で20歳以上のかたに支給されます。

基準を満たす重度障がいが2つ以上あるかた、またはそれと同程度以上の状態であるかたが対象です。

○支給要件

- ・施設に入所していないこと
- ・毎年の所得が基準以下であること
- ・病院などに継続して3カ月を超えて入院していないこと

○手当額

月額 2万8840円

【障害児福祉手当】

この手当は20歳未満の在宅重度障がい児のかたに支給されます。基準を満たす重度障がいがあるかた、または同程度以上の状態であるかたが対象です。

○支給要件

- ・施設に入所していないこと
- ・毎年の所得が基準以下であること
- ・障がいと理由とするほかの公的年金の受給がないこと

○手当額

月額 1万6100円

お口元気歯ツピー健診

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度176歳、78歳、および80歳の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、「口元健診（お口元気歯ツピー健診）」を実施しています。対象者には受診券を送付しています。

県内歯科医療機関へ受診可能か問い合わせ、予約の上、受診してください。

問い合わせ先

県後期高齢者医療広域連合
業務課保健事業班
☎099(206)1329

○健診期限

令和8年1月31日（土）まで

○健診料 無料

○対象者

- ・今年度76歳の誕生日を迎えるかた
- ※昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの被保険者
- ・今年度78歳のお誕生日を迎えるかた
- ※昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの被保険者
- ・今年度80歳のお誕生日を迎えるかた
- ※昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの被保険者

